

動物の 遺棄・虐待は 犯罪 です

いき

ぎゃくたい



愛護動物を虐待したり捨てる
(遺棄する)ことは**犯罪**です。
懲役や罰金の罰則があります。

動物の愛護及び管理に関する法律第44条

●愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

➤ **5年以下の懲役または 500 万円以下の罰金**

●愛護動物に対し、みだりにえさや水を与えずに衰弱させるなど虐待を行った者

➤ **1年以下の懲役または 100 万円以下の罰金**

●愛護動物を遺棄した者

➤ **1年以下の懲役または 100 万円以下の罰金**



動物の遺棄・虐待の情報を探知したときは、区役所や警察署に通報してください。

●最寄りの区役所生活衛生課 ●最寄りの警察署・交番

●横浜市動物愛護センター (045-471-2111)